

イ 食中毒事件の概要

番号	概 要		
1	<p>1月10日13時、昭島市内の医師から、1月4日に下痢、倦怠感の症状を呈し、腸管出血性大腸菌O157が検出された患者を診察した旨、東京都保健医療情報センター「ひまわり」（以下、「ひまわり」という）へ届出があった。</p> <p>患者は5人家族のうち1名で、弁当店を経営し、ほか3人のパートタイム従業員が調理業務に携わっていた。同店には、同一症状を呈した者はいなかった。また、弁当店利用者からも類似症状を呈した旨の報告は寄せられなかった。患者宅では、年末年始にかけて、本人と、妻、母の3人が同じ食事をしていたが、食品残品、家庭及び弁当店の拭き取り、家族のふん便のいずれからも食中毒起因菌は検出されなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>		
	摂取場所 不明	発生場所 自宅	
2	<p>1月8日14時、調布市内の会社員から、1月5日に同市内の飲食店で会食した12人のうち9人が、7日6時頃より下痢、頭痛、吐き気等の症状を呈している旨、狛江調布保健所へ届出があった。</p> <p>調査の結果、同飲食店を利用した他のグループからは類症患者の発生はなかった。当該飲食店の参考食品、拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者6名から小型球形ウイルス（以下、「SRSV」という）が検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になかったことから、狛江調布保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
3	<p>1月16日、目黒区内の医師から、下痢、腹痛等の症状を呈した患者を診察した旨、目黒区保健所へ届出があった。</p> <p>患者は1月13日19時から同区内の飲食店で会食した6人のうち5名が、15日2時から14時にかけて発症していた。当該飲食店の参考食品、拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になかったことから、目黒区保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
4	<p>1月22日16時、三鷹市内の医師から、下痢、腹痛の症状を呈した患者を診察した旨、三鷹武蔵野保健所へ届出があった。</p> <p>調査の結果、患者3人はともに国立市内の飲食店でお好み焼きとおでんを喫食しており、患者のふん便からウエルシュ菌が検出された。当該飲食店の参考食品、拭き取りの検査を行ったが、いずれからも食中毒起因菌は検出されなかった。しかし、この飲食店では前日調製したおでんをお好み焼きの鉄板で加熱していたこと、患者3人は開店後最初の客であったことから、ウエルシュ菌が増殖したおでんが加熱不十分のまま提供されたものと考えられた。このことから、多摩立川保健所は当該飲食店で提供された「おでん」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
5	<p>1月26日17時、豊島区内の医師から、下痢、腹痛等の症状を呈した患者を診察した旨、池袋保健所へ届出があった。</p> <p>患者は1月22日18時から同区内の飲食店で会食をして、18人中8人が23日10時から24日15時にかけて発症していた。このため、当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になかったことから、池袋保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅及び勤務先	

6	<p>1月27日12時、板橋区内の医師から、下痢、腹痛等の症状を呈した患者を診察した旨、板橋区保健所へ届出があった。</p> <p>患者は1月23日18時から同区内の飲食店で会食した18人中12人が同日22時から25日18時にかけて発症していた。このため、当該飲食店の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になかったことから、板橋区保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅及び勤務先
7	<p>1月26日16時、千代田区内の会社員から、複数の社員が食中毒症状を呈している旨、麹町保健所へ届出があった。</p> <p>患者は1月23日18時から同区内の飲食店で会食をしたところ、27人中11人が23日23時から25日19時にかけて下痢、おう吐、発熱等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、従業員及び発症者のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になく、麹町保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
8	<p>1月26日10時、立川市内の会社員から、複数の社員が24日の昼より食中毒症状を呈している旨、多摩立川保健所へ届出があった。</p> <p>調査の結果、13人の社員が1月24日12時から25日16時にかけて発熱、おう吐、脱力感等の症状を呈していることが分かった。患者の共通食は昼食の社員食堂の食事と23日18時から20人で行った同市内の飲食店の会食であった。社員食堂を利用している他の者からは、類症患者の発生はなかった。会食を行った施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者及び従業員のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこのほかになかったことから、多摩立川保健所は飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
9	<p>1月30日17時、あきる野市内の公務員から、複数の職員が1月27日から29日にかけて、吐き気、おう吐等の症状を呈している旨、秋川保健所へ届出があった。</p> <p>患者は1月26日18時から同市内の飲食店で会食を行っていた。また、その後の調査で、同じメニューを喫食した別グループからも同様の発症者が見つかり、合計、喫食者23人中19人が発症していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になかったことから、秋川保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅及び勤務先
10	<p>2月3日10時、千代田区内の医師から、下痢、吐き気、発熱等の症状を呈した患者を診察した旨、麹町保健所へ届出があった。</p> <p>患者は1月30日18時から同区内の飲食店で会食をしたところ、11人中8人が31日0時から2月1日18時にかけて発症していた。また、その後の調査で、同飲食店を利用した別の2グループからも同様の発症者が見つかり、合計、喫食者22人中15人が発症していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者及び従業員のふん便からSRSVが検出された。患者3グループの共通食はこの飲食店で提供された生かきであったことから、麹町保健所は当該飲食店で提供された「生かき」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
11	<p>2月10日17時、八王子市内の患者から、2月8日13時に世田谷区内の飲食店で会食した11人のうち10人が8日19時頃より下痢、おう吐、発熱等の症状を呈した旨、世田谷保健所へ届出があった。</p> <p>調査の結果、当該飲食店を利用した他グループには同様の患者の発生はなかった。当該飲食店の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、参考食品のかきとふん便からSRSVが検出された。生かきを喫食したのは患者らのグループだけであり、これが原因食品と疑われたが、小集団のため確定することはできなかった。患者の共通食はこの飲食店の食事と焼菓子のみで、焼菓子については他から同様の苦情は寄せられていないことから、世田谷保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅

12	食中毒の概要（詳報）参照			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅及び勤務先
3月20日15時、大田区内の医師から、同病院の保育施設の幼児が食中毒症状を呈している旨、大田区雪谷保健福祉センターへ届出があった。				
発症状況は3月13日4時から15日16時までと広範囲に渡っており、12人の幼児のうち6人が発熱、おう吐、下痢などの症状を呈していた。患者は1歳半前後のため、喫食状況等の聞き取り調査は不可能であった。残されていた3月6日以降の検食、施設の拭き取りからは食中毒起因菌は検出されなかつたが、発症者のふん便から下痢原性大腸菌O111が検出された。幼児の共通食はこの保育所の食事以外にないことから、大田区保健所は「保育施設の食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
この施設は、検食用の冷蔵庫がおむつ等を洗う洗浄室内に置いてあり、調理室に直接つながっている出入口があったことから、調理室に汚染が広まつたものと考えられた。				
13	摂取場所	保育施設	発生場所	自宅
	3月22日12時、文京区内の医師から、発熱、おう吐、下痢、腹痛等の症状を呈した患者を診察した旨、ひまわりへ届出があつた。			
患者は3月19日18時から新宿区内で行われた通夜に参列しており、その時提供された仕出し料理（にぎりずし、オードブル、煮物、鶏唐揚げ、おしんこ）を喫食した、52人中28人が20日0時から22日0時にかけて同様の症状を呈していることが分かつた。この仕出し料理を提供した目黒区内の飲食店の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行つたが、いずれからも食中毒起因菌及びSRSVは検出されなかつた。しかし、患者の共通食はこの仕出し料理以外になかつたことから、目黒区保健所は当該飲食店で提供された「仕出し料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
14	摂取場所	斎場（仕出し）	発生場所	自宅
	3月22日12時、文京区内の医師から、発熱、おう吐、下痢、腹痛等の症状を呈した患者を診察した旨、ひまわりへ届出があつた。			
15	食中毒の概要（詳報）参照			
	摂取場所	勤務先	発生場所	勤務先
4月13日11時、国立市内の医師から、4月8日に初診した同市内の患者1人からサルモネラが検出された旨、多摩立川保健所に届出があつた。				
主な症状は、発熱、下痢、腹痛、背中の関節痛等であつた。患者の食事は4月5日に友人4人で喫食した旅行先の飲食店の食事、酒類、つまみ（乾物）であり、これ以外は覚えていなかつた。当該飲食店、及び同行者に同様の症状は見られなかつた。このため、多摩立川保健所は、原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。				
16	摂取場所	不明	発生場所	旅行先
	4月15日9時、中央区内の公務員から、14日12時頃同区内の飲食店で石焼きビビンバを食べたところ、同日13時から16時にかけて吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈した旨、日本橋保健所へ届出があつた。			
当該施設の食品残品、拭き取り、関係者のふん便の検査を行つたところ、それぞれからバチルス・セレウスが検出された。このため、日本橋保健所は当該飲食店で提供された「石焼きビビンバ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
拭き取り13検体中7検体からバチルス・セレウスが検出されており、また、前日の米飯を使用していたことから、同菌によって汚染された調理場から食材に移つたものと推定された。				
17	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先
	4月15日9時、中央区内の公務員から、14日12時頃同区内の飲食店で石焼きビビンバを食べたところ、同日13時から16時にかけて吐き気、おう吐、下痢等の症状を呈した旨、日本橋保健所へ届出があつた。			
当該施設の食品残品、拭き取り、関係者のふん便の検査を行つたところ、それぞれからバチルス・セレウスが検出された。このため、日本橋保健所は当該飲食店で提供された「石焼きビビンバ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
拭き取り13検体中7検体からバチルス・セレウスが検出されており、また、前日の米飯を使用していたことから、同菌によって汚染された調理場から食材に移つたものと推定された。				
18	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先
	4月20日9時、杉並区内の医師から、家族3人が食中毒症状を呈している旨、杉並保健所に届出があつた。			
主な症状は、下痢、発熱、腹痛等であり、4月17日8時から15時にかけて発症していた。更に、父は激しい下痢のため脱水症状を起こして失神したため、医師の往診を受けるに至つた。患者の共通食は発症前日の朝食（カレーライス）と夕食（卵と辛子明太子のチーズ焼き、サラダ、卵のケーキ等）であった。検査の結果、流しの排水口と患者のふん便からサルモネラが検出されが、食品残品からは食中毒起因菌は検出されなかつた。しかし、患者の共通食は家庭での食事以外にないことから、杉並保健所は「家庭の食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
	摂取場所	自宅	発生場所	自宅

	4月18日15時、都内の医師から、下痢、腹痛等の症状を呈した患者10人を診察した旨、島しょ保健所へ届出があった。 調査の結果、施設入所者及び職員の36人中12人が同日4時から19日7時にかけて発症していることが分かった。当該施設の参考食品、拭き取り、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便からSRSVが検出された。患者の共通食はこの集団施設以外にないことから、島しょ保健所は「老人ホームの食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
19	摂取場所 老人ホーム 発生場所 老人ホーム		
20	4月28日、町田市内の医師から、食中毒症状を呈した患者1人からサルモネラが検出された旨、町田保健所に届出があった。しかし、本人からは喫食状況、検便の協力が得られなかつたため、町田保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
	摂取場所 不明 発生場所 不明		
21	5月13日9時、江東区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、城東保健所へ届出があった。 主な症状は、下痢、おう吐、腹痛等であり、5月12日2時から9時にかけて2家族4人が発症していた。この2家族は10日18時から同区内の飲食店で会食を行っていた。当該施設の食品残品、拭き取り、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、残品のしじみの醤油漬と患者のふん便からSRSVが検出された。発症者4人は共にしじみ醤油漬を喫食しており、城東保健所は当該飲食店で提供された「しじみの醤油漬」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 当該品の調製法は、しじみを湯せんにかけ、わずかに口が開いた時に醤油、紹興酒、にんにく等を加え、数日漬け込んだものである。再現実験を行ったところ、60~65°C、5~6分でしじみの口が開き始めた。SRSVは60°C30分の加熱でも病原性を失わないとの報告があることから、湯せんにかけた程度ではSRSVは死滅しなかつたものと考えられた。		
	摂取場所 飲食店 発生場所 自宅		
22	5月19日10時、宮城県から、県内の中学生及び教員が5月12日から14日にかけて東京方面に修学旅行に出かけたところ、帰宅後複数の生徒が下痢、発熱、頭痛等の症状を呈している旨、都に通報があった。 同中学校の都内での喫食先について調査を行ったところ、5月14日の昼食に同じ仕出し弁当を喫食した山梨県の小学生も同様の症状を呈していることが分かった。この仕出し弁当は日の出町の仕出し店で調製されたものであった。最終的に患者数は、宮城県の一行は196人中117人、山梨県の一行は85人中63人にのぼり、主に5月15日12時から16日12時にかけて発症していた。発症から探知まで5日間を経過した後であったため、すでに営業者は検食を廃棄しており原因食品は特定できなかったが、患者の共通食は当該施設で調製された仕出し弁当以外にないことから、秋川保健所は「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 旅行先 発生場所 自宅		
23	5月16日16時、多摩市内の医師から、おう吐、腹痛、下痢等の症状を呈した患者2人を診察した旨、ひまわりへ届出があった。 2人の共通食は15日20時に世田谷区内の弁当店で購入したおにぎり以外になく、喫食後4時間後に発症していた。当該施設の拭き取り、食品残品、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、残品のおにぎり、木桶の拭き取り、患者及び従業員ふん便から黄色ブドウ球菌が検出された。このことから、世田谷保健所は当該弁当店が製造した「おにぎり」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 この店では当日9時に90個、14時に20個、16時に8個のおにぎりを製造した。しかし、いつ製造したものか明確に区別されずに陳列したため、第1回目に製造されたおにぎりが長時間常温において、黄色ブドウ球菌が食中毒を起こすのに十分な毒素を産生したものと考えられた。		
	摂取場所 自宅 発生場所 自宅		
24	食中毒の概要（詳報）参照 摂取場所 宿泊先 発生場所 自宅		

	6月3日9時、世田谷区内の医師から、入院患者1名よりサルモネラが検出された旨、世田谷保健所に届出があった。その後、同日16時、同区内の別の医師から、世田谷区内の焼肉店で食事をした6人中5人が食中毒症状を呈し、サルモネラが検出された旨の届出があった。		
25	この2組は、同区内の焼肉店でそれぞれ5月28日に焼肉、レバー刺し等を喫食しており、18～44時間後に腹痛、発熱、下痢等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、食品残品、関係者のふん便の検査を行ったところ、レバー刺し残品（5月27日、28日仕入れ）と従業員のふん便からサルモネラが検出された。このことから、世田谷保健所は「レバー刺し」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
	6月2日13時、患者の母親から、娘が食中毒症状を呈している旨、新宿保健所に届出があった。		
26	患者は5月29日20時から渋谷区内の焼肉店で焼肉等を喫食しており、その後、同店を利用した合計4人が喫食後14～18時間後に下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、冷蔵庫内側、肉用バット、患者のふん便からサルモネラが検出された。患者の共通食は他になかったことから、渋谷区保健所は「焼肉」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
	6月8日13時、田無市内の医師から、腸管出血性大腸菌O157が検出された患者を診察した旨、多摩小平保健所へ届出があった。		
27	患者は立川市在住の1人暮らしで、6月1日5時頃から激しい腹痛、血便を伴う下痢等の症状を呈した。発症以前に利用した飲食店には同様の苦情は寄せられておらず、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
	摂取場所 不明	発生場所 不明	
	6月4日14時、新宿区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、新宿保健所へ届出があった。内容は、6月3日12時に新宿区内の飲食店でスパゲッティーランチ（スパゲッティー、サラダ、冷スープ）を喫食した3グループ15人のうち13人が、4日6時頃を中心に下痢、腹痛等の症状を呈しているという内容であった。		
28	当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者らの共通食は他になかったことから、新宿保健所は「スパゲッティーランチ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	食品残品がなかったため、原因食品のメニューを特定することはできなかったが、冷スープは前日調製されたもので、当日は再沸騰をしていなかった。また、12時30分以降に注文した客には、当日調製した別のスープを提供しているが、その中には発症者はいなかった。同店は、あさり、ほたて、すずき等、魚介類を使用したメニューが多くあるため、腸炎ビブリオが調理場に持ち込まれる機会があったものと考えられた。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
	6月8日17時、埼玉県から都へ食中毒症状を呈した患者の発生について通報があった。		
29	内容は、1グループ4人で6月5日19時、港区内の飲食店で会食を行ったところ、6日3時から4時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈したというものであった。		
	当日、当該施設利用者は150人ほどいたが、他からの発症の届出はなかった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、それぞれから広範囲に渡ってサルモネラが検出された。患者の共通食は他になかったことから、みなと保健所は「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	食品残品がなかったため、原因食品のメニューを特定することはできなかったが、当該飲食店は同じ馬刺しを数日に渡って提供していた。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
30	食中毒の概要（詳報）参照		
	摂取場所 野球場	発生場所 自宅	

31	<p>6月15日15時、大田区内の医師から、サルモネラが検出された患者を診察した旨、大田区保健所へ届出があった。</p> <p>患者は3人家族のうち2人で、6月9日8時と18時に下痢、発熱、倦怠感の症状を呈していた。患者は飲食店を経営しているが、従業員2人及び利用者から類似症状を呈した旨の報告は寄せられなかった。このため、大田区保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
32	<p>6月13日16時、昭島市内の医師から、サルモネラが検出された患者を診察した旨、ひまわりへ届出があった。</p> <p>患者は5人家族のうち1人で、6月9日13時から激しい下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。周囲に同様の発症はなく、利用した飲食店に同様の苦情は寄せられていなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	<p>なお、患者は発症前、家族もしくは会社の同僚と一緒に食事をとっており、唯一、患者が単独で喫食している食品は9日朝食の生たまごだけであった。このたまごを購入した食品販売店から同じ鶏卵選別施設のたまごを収去検査したところ、50検体中3検体からサルモネラが検出された。</p>			
33	摂取場所	不明	発生場所	勤務先
	<p>6月18日13時、立川市内の医師から、腸管出血性大腸菌O157が検出された患者を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があった。</p> <p>患者は4人家族のうち1人で、6月15日12時に腹痛、発熱等の症状を呈していた。また、家族内に同様の発症はなかった。本人は、仕事の都合上外食が多く、家族との共通食はなかった。発症以前に利用した飲食店には同様の苦情は寄せられていなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
34	摂取場所	不明	発生場所	自宅
	<p>7月3日12時、立川市内の医師から、腸管出血性大腸菌O157が検出された患者1人を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があった。</p> <p>患者は6月22日22時頃から血便を伴う下痢等の症状を呈していた。発症から探知まで6日を経ていたため、発症前、患者は何を食べたのかほとんど覚えていなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
35	摂取場所	飲食店	発生場所	勤務先
	<p>6月24日15時、目黒区内の飲食店から、当店で提供した焼魚丼を食べた複数の客が発疹等の症状を呈し、診療所に受診している旨、目黒区保健所へ届出があった。</p> <p>当日焼魚丼を喫食したのは40人で、このうち23人が喫食後30分以内に顔面のほてり、頭痛、動悸、発疹等の症状を呈していた。また、食べたとき舌がピリピリする感覚を訴えた者も数名いた。焼魚丼以外のものを喫食した者に同様の症状は見られなかった。当該店舗の食品を検査したところ、焼魚残品、及び原料の冷凍切り身魚から多量のヒスタミンが検出された。このことから、目黒区保健所は当該飲食店で提供された「焼魚丼」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
36	食中毒の概要（詳報）参照			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
37	<p>7月7日11時、立川市内の飲食店営業者から、1組2人の客が食中毒の診断書を持参し苦情を申し立てている旨、多摩立川保健所に届出があった。</p> <p>苦情の内容は、2人が6月27日夜、当該飲食店で食事をしたところ、28日2~3時頃から下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、病院の検査の結果、ふん便からサルモネラが検出されたという内容であった。しかし、喫食状況、検便の協力が得られなかつたため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	不明
38	食中毒の概要（詳報）参照			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅

	7月11日10時、東大和市内の医師から、食中毒症状を呈している患者を診察した旨、村山大和保健所へ届出があった。 内容は、7月4日18時から8人で武藏村山市内の飲食店で飲食をしたところ、うち6人が5日7時から18時にかけて水様性下痢、腹痛等の症状を呈したというものである。当該施設の参考食品、拭き取り、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便と参考食品のあおやぎから腸炎ビブリオが検出された。発症者が共通して喫食したメニューは他にないことから、村山大和保健所は当該飲食店で提供された「青柳刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。
39	摂取場所 飲食店 発生場所 自宅
	7月6日13時、荒川区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、荒川保健所へ届出があった。 内容は、7月4日12時、荒川区内の仕出し弁当店が調製した仕出し弁当を33人で喫食したところ、18人が5日3時から9時にかけて水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、うち4人が入院したというものである。発症者が共通して喫食したメニューは魚介類刺身以外にないこと、患者のふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから、荒川保健所は当該仕出し店で提供された「魚介類刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。
40	摂取場所 勤務先 発生場所 自宅
	7月6日13時、足立区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、ひまわりへ届出があった。 内容は、7月4日13時、同区内のすし店で会食をした36人中25人が、5日19時から6日13時にかけて水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈したというものである。当該施設の拭き取り、食品残品、関係者のふん便の検査を行ったところ、残品のほたて貝、いか、及び患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。発症者が共通して喫食したメニューは他になく、足立保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 当該施設の客席数は通常22人であるが、当日は32人の貸切状態であった。また、営業者は1週間前に退院したばかりで就業していた等、調製能力を超えた状態であった。
41	摂取場所 飲食店 発生場所 自宅
	7月8日15時、北区内の保育園から、園児及び職員104人のうち68人が下痢を中心とする風邪のような症状を呈している旨、北区保健所へ届出があった。 発症者の共通食は7月7日11時からの保育園の給食以外に他ではなく、同日19時から23時を中心発症していた。当該施設の拭き取り、検食、関係者のふん便の検査を行ったところ、検食（冷し中華、かぼちゃのそぼろ煮、キャベツの漬物）、及び患者のふん便からウェルシュ菌が検出された。このため、北区保健所は当該保育園の給食に提供された「冷し中華」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 冷し中華スープは、前日の昼に豚骨でスープをとり、常温で翌日まで放置され、加熱せずに使用されていたことが分かった。このため、夏季の高温下と、スープ中の嫌気状態によりウェルシュ菌が増殖したものと考えられた。
42	摂取場所 保育施設 発生場所 自宅
	7月10日15時、田無市内の医師から、小平市内のスーパーで購入したにぎり寿司を食べて食中毒症状を呈した患者がいる旨、都へ届出があった。 調査の結果、当該店舗が製造したにぎり寿司を食べた6グループ10人中9人が喫食後12~18時間後に水様性下痢、腹痛等の症状を呈していることが分かった。患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。また、発症者は全員がホタテにぎり寿司を食べており、多摩小平保健所は当該スーパーが調製した「ホタテにぎり寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。
43	摂取場所 自宅 発生場所 自宅

	7月13日11時、会社員から複数の社員が食中毒症状を呈している旨、北区保健所へ届出があった。		
44	同社の社員12人が北区内の研修所で、7月11日12時から同区内のすし店のにぎり寿司を喫食したところ、うち10人が11日20時から12日8時にかけて水様性下痢、腹痛等の症状を呈していたことが分かった。当該施設の食品残品、拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、従業員及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になかったことから、北区保健所は「にぎり寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	当該施設は当日155人分の出前を行ったにもかかわらず、他に類似患者の発生はなかった。その理由の第一は、本件の出前分のみ、すし種のまぐろの到着が遅れたため、2時間以上も常温に置かれたことがあげられた。第二は、生ほたては本件の出前分のみ、他の出前のすし種と異なる仕入れであることがあげられた。		
	摂取場所 勤務先	発生場所 自宅	
	7月12日15時、渋谷区内の飲食店で会食をした女性から、この会食が原因で食中毒症状を呈した者がいる旨、渋谷区保健所へ届出があった。		
45	この会食は59人で7月11日12時に行われ、このうち31人が、同日20時から12日8時にかけて水様性下痢、腹痛等の症状を呈したというものである。当該施設の拭き取り、食品残品、関係者のふん便の検査を行ったところ、従業員及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこのほかになく、渋谷区保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	この会食料理については、魚介類の下処理が前日から行われており、提供までに長時間がかかっていたことが食中毒発生の危険性を高めたものと考えられた。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
	7月13日13時、台東区内の屋形船で7月11日18時に会食をした24人中、15人が喫食後12~24時間後に下痢、腹痛、発熱等の症状を呈している旨、都から台東保健所に通報があった。		
46	患者のふん便から腸炎ビブリオが検出され、喫食状況調査からホタテ刺身が χ^2 検定から危険率1%で有意であったため、台東保健所は当該屋形船で提供された「ホタテ刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	このホタテ刺身は、江東区内の魚介類販売店から保冷車(5°C)で配送され、営業者はこれを刺身用冷蔵庫(5°C)で保管し、客の乗船直前に船内に陳列し、出航後にラップをはずし、客に提供している。そのため、この刺身は仕入れ以前に腸炎ビブリオによって汚染されていたものと考えられた。		
	摂取場所 屋形船	発生場所 自宅	
	7月14日15時、北区保健所に板橋区内の斎場で仕出し弁当を喫食した葬儀参列者の中に食中毒症状を呈した者がいる旨の届出があった。		
47	この仕出し弁当は2グループ69人に提供されており、うち24人が喫食後12~20時間後に水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが分かった。この仕出し弁当を提供した板橋区内の飲食店の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になかったことから、板橋区保健所は当該飲食店が調製した「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	当該施設は食材ごとに調理場は区画されていたものの、魚の身おろし場から寿司のにぎり場まで移動する際、盛り付け場を通過しなければならない構造になっていた。		
	摂取場所 斎場(仕出し)	発生場所 自宅	
	7月16日9時、江東区内の魚介類販売店が提供した刺身を台東区の屋形船で喫食したところ、食中毒症状を呈した旨、台東区から、都を通じて深川保健所に通報があった。		
48	当該魚介類販売店を調査したところ、同店が刺身を提供した別の屋形船の利用者の中にも食中毒症状を呈している者がいることが分かった。その内容は、11日18時、1グループ46人がこの屋形船で会食をしたところ、うち29人が12日8時から16時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈したというものである。刺身を販売した魚介類販売店及びこれを提供した屋形船の拭き取り、参考食品、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になかったことから、深川保健所は当該魚介類販売店が販売した「魚介類刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 屋形船	発生場所 自宅	

49	<p>7月13日昼過ぎ、新宿区内の医師から、文京区内のすし店が製造したにぎり寿司を喫食して下痢、腹痛等の症状を呈した患者を診察した旨、新宿保健所へ届出があった。</p> <p>その後も同様の報告が複数寄せられ、最終的に8グループ29人中、23人が喫食後14~22時間後に水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になかったことから、小石川保健所は当該すし店が調製した「にぎり寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該施設の調理場は取扱い量に比べて狭いうえ、冷蔵ショーケースが破損しており、食中毒菌に汚染されやすい状態にあった。</p>		
	摂取場所	飲食店	発生場所
50	<p>7月16日18時、埼玉県草加市内の医師が食中毒症状を呈した患者を診察し、検便から腸炎ビブリオが検出された旨、都へ通報があった。</p> <p>患者らは、7月12日に足立区内のすし店でにぎり寿司、卵焼き、焼貝等の食事をしており、同店を利用した26人中、7人が喫食後8~12時間後に水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオ検出された。患者の共通食はこの他になく、このため、足立保健所は当該すし店で喫食した「飲食店食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所	飲食店	発生場所
51	<p>7月16日16時、多摩川保健所にて、瑞穂町内の飲食店で会食を行ったところ、下痢、吐き気等の症状を呈した旨、匿名の投書が届けられた。</p> <p>はがきの内容をもとに、原因施設とされた瑞穂町の飲食店を調査したところ、7月12日12時、3グループ64人が会食を行っており、そのうち14人が12日23時から14日21時にかけて下痢、脱力感、腹痛等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査の結果、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、多摩川保健所は当該すし店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所	飲食店	発生場所
52	<p>7月13日13時、北区内の患者から、7月12日12時に台東区内の飲食店で会食を行ったところ、食中毒症状を呈した旨、台東保健所へ届出があった。</p> <p>この内容をもとに、原因施設とされた施設の調査を行ったところ、当日、同店を利用した43人中、29人が12日16時から13日10時にかけて下痢、腹痛等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、食品残品、関係者のふん便の検査の結果、従業員及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、台東保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする腸炎ビブリオによる食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所	飲食店	発生場所
53	<p>7月17日13時、練馬区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、練馬保健所に届出があった。</p> <p>患者は同じ飲食店に勤務する3人で、7月17日1時から12時にかけて、下痢、腹痛等の症状を呈したという内容であった。当該施設の拭き取り、参考食品、患者のふん便の検査を行ったところ、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。発症状況から原因食品として、この飲食店で提供される従業員用の食事（16日夕食：ねぎとろ丼、たまごスープ、サラダ 16日夜食：ロールキャベツ、中華あんかけご飯）があげられた。しかし、これらの中には弁当として購入したものがあり、購入先には同様の苦情は寄せられていない。このため、練馬保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p> <p>従業員の勤める飲食店は、食事を主体とする夜間の飲食店であり、従業員の食事は客に提供する料理の下ごしらえ後に調理されていた。当日は、生魚の下処理があり、ここからの二次汚染が疑われた。</p>		
	摂取場所	勤務先	発生場所

54	<p>7月27日14時、江戸川区内の医師から、ふん便からカンピロバクターを検出した患者を診察した旨、江戸川保健所に届出があった。</p> <p>患者は7月18日から20日にかけて35人で四国旅行へ出かけたところ、うち12人が帰宅後の21日23時から22日24時にかけて下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。利用施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査の結果、発症者のふん便からカンピロバクターが検出された。患者の共通食は旅行中の食事以外ではなく、発症状況から江戸川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p> <p>一行は旅行中の19日に悪天候の中、登山を行っており、22日の発症時は会の責任者が風邪と思い込んだため、保健所の探知が遅くなった。</p>			
	摂取場所	旅行先	発生場所	自宅
55	<p>7月30日10時、東村山市内の医師から、腸炎ビブリオが検出された患者1人を診察した旨、多摩東村山保健所へ届出があった。</p> <p>患者は7月23日4時頃から下痢、腹痛等の症状を呈していた。発症から探知まで6日を経ていたため、発症前、患者は毎日のように刺身を食べていたこと以外、何を食べたかほとんど覚えていなかった。このため、多摩東村山保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
56	<p>7月27日10時、港区内の飲食店営業者から、客が食中毒症状を呈した旨、みなと保健所へ届出があった。</p> <p>内容は、7月24日19時、同店で会食を行った11人中9人が、24日20時から25日20時にかけて水様性下痢、腹痛等の症状を呈したというものである。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、みなと保健所は当該飲食店で喫食した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該店舗は食品を調理場外で冷ましたり、木製のまな板に亀裂が入っている等、衛生意識の低さが見られた。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
57	<p>食中毒の概要（詳報）参照</p>			
58	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
58	<p>8月4日17時、横浜市から、同市内の医師が食中毒症状を呈した患者を診察した旨、都へ通報があった。</p> <p>患者は、8月2日13時に目黒区内のすし店でにぎり寿司等を注文し、自宅にて10人で喫食したところ、うち8人が2日22時から3日20時にかけて水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。その後の調査で、当日当該店舗のにぎり寿司の喫食者は合計53人で、このうち23人が発症していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、このため目黒区保健所は当該すし店が提供した「にぎり寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該店舗は調理人が1人しかおらず、作業のやりやすさと来店客対応のため、下処理からにぎりまでカウンター側の狭い作業台で行っていた。このため、汚染作業と非汚染作業の動線が交差した状態で調理を行っていた。</p>			
	摂取場所	自宅及び飲食店	発生場所	自宅
59	<p>8月8日16時、杉並区内の医師から、サルモネラが検出された患者1人を診察した旨、杉並保健所へ届出があった。</p> <p>患者は8月3日2時頃から激しい下痢、腹痛等の症状を呈し、腎不全を併発した。家庭内の拭き取り、患者のふん便の検査を行ったところ、広範囲に渡ってサルモネラが検出された。また、台所内は乱雑で、ねずみが多数出没する状態であった。これらの状況から、杉並保健所は家庭で調理した「家庭の食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	自宅	発生場所	自宅

	8月7日12時、患者の妻から夫が食中毒症状を呈している旨、多摩立川保健所へ届出があった。		
60	症状は水様性下痢、腹痛、発熱等で、8月6日3時から症状を呈していた。患者は5人家族の1人で他に発症者はなかった。家族のふん便及び家庭内の拭き取り検査を行ったところ、非発症の家族2人からサルモネラが検出された。患者は仕事の都合上、他の家族との共通食はなく、また、発症以前に利用した飲食店には同様の苦情は寄せられていなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
	摂取場所 不 ^明	発生場所 自宅	
61	食中毒の概要（詳報）参照		
	摂取場所 屋形船	発生場所 自宅	
62	8月8日20時、台東区内のホテルの宿泊者及び宴会利用者に食中毒症状を呈した患者がいる旨、台東保健所に通報があった。		
	発症者はメニューAを喫食した者に限られ、これを食べた93人中57人が喫食後10~26時間後に下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、食品残品、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、食品残品及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他ではなく、このため台東保健所は当該ホテルで喫食した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	会食料理のうち、まぐろについては解凍の際、変色防止のため塩水につけて室温で1時間ほど解凍しており、この間に腸炎ビブリオが増菌したものと考えられた。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
63	8月10日14時、文京区内の医師が、台東区内の家族5人が8月8日昼から9日未明にかけて下痢、発熱、頭痛等の症状を呈し、診察を行った旨、台東保健所へ通報があった。		
	家族のふん便及び家庭内の拭き取り検査を行ったところ、1人からサルモネラが検出された。発症以前に利用した飲食店、食品販売店には同様の苦情は寄せられていなかった。家族5人の共通食は8月5日と7日の夕食以外にほかはなく、このため、台東保健所は「家庭の食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 自宅	発生場所 自宅	
64	8月10日10時、文京区内の病院の医師から、入院患者が食中毒症状を呈している旨、本郷保健所に届出があった。		
	内容は、8月9日10時から11時にかけて病院の一般食を喫食した199人のうち27人が同日12時から14時にかけて、おう吐等の症状を呈したというものであった。当該施設の拭き取り、食品残品、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から黄色ブドウ球菌が検出された。患者の共通食はこの他ではなく、このため、本郷保健所は当該施設で提供された「病院給食」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	当該施設は建築後20年以上経過しており、保温配膳車の扉が完全に閉まらない、施設内の手洗い設備の数が不足している等の問題点が指摘された。また、病院給食にもかかわらず、盛り付け時にマスク、手袋の着用が徹底されていなかった。		
	摂取場所 病院	発生場所 病院	
65	8月11日12時、大田区内の女性から、台東区内の飲食店において会食を行ったところ食中毒症状を呈した旨、大田区保健所へ届出があった。		
	患者は8月9日13時、台東区内の飲食店において29人で会食をしたところ、うち16人が9日22時から10日8時にかけて下痢、腹痛等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他ではなく、このため、台東保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅	
66	8月14日14時、墨田区内の老人ホーム職員から、入所者及び職員の複数が水様性の下痢を主とする食中毒症状を呈している旨、向島保健所へ届出があった。		
	調査の結果、当該集団施設で喫食した109人中39人が、主に12日4時から12時にかけて発症していることが判明した。当該施設の検食、拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便及び検食から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの集団施設以外にないことから、向島保健所は「老人ホーム食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 集団施設	発生場所 集団施設	

	8月21日9時、府中市内の医師から、ふん便から腸炎ビブリオが検出された患者1人を診察した旨、府中小金井保健所へ届出があった。		
67	患者は8月14日19時頃から水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。発症以前に利用した飲食店には同様の苦情は寄せられておらず、家庭内の食品残品もなかったことから、府中小金井保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
	摂取場所 不明	発生場所 不明	
	8月19日13時、練馬区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、石神井保健所へ届出があった。		
68	患者は、8月15日13時に4人で同区内のすし店でにぎり寿司を喫食したところ、うち3人が16日10時頃水様性下痢、腹痛等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、従業員及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、石神井保健所は当該すし店が提供した「にぎり寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅及び勤務先	
69	食中毒の概要（詳報）参照		
	摂取場所 自宅	発生場所 自宅	
	8月20日14時、葛飾区内の医師から、家族3人全員が食中毒症状を呈した旨、葛飾保健所へ届出があった。		
70	患者は8月19日17時から水様性下痢、腹痛等の症状を呈し、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。発症以前に利用した飲食店には同様の苦情は寄せられておらず、また、家庭内に食品残品がなかったため、葛飾保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
	摂取場所 不明	発生場所 不明	
	8月26日14時、板橋区内の飲食店営業者から、自らが経営するセレモニーホールで通夜の会食を行ったところ、参列者の複数名が食中毒症状を呈した旨、板橋区保健所に届出があった。		
71	患者は、8月19日18時に同ホールで会食を行ったところ、喫食者128人中40人が8月19日21時から23日12時にかけて腹痛、下痢等の症状を呈していた。当該施設の検食、拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便から下痢原性大腸菌O27が検出された。患者の共通食はこの他にないことから、板橋区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅及び勤務先	
	8月20日16時、板橋区内の医師から、同区内の旅館で合宿中の高校生が、当日の朝から下痢、腹痛、おう吐等の症状を訴え、診察中である旨、板橋区保健所に届出があった。		
72	前日19日の夕食及び宴会（18～20時）に同旅館を利用した合計8グループ69人の調査を行ったところ、うち18人が20日8時から24時にかけて水様性下痢、腹痛等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便及び青柳刺身から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、このため板橋区保健所は当該旅館が提供した「青柳刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 旅館	発生場所 旅館ほか	
	8月27日15時、昭島市内の医師から、食中毒症状を呈した患者1人を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があった。		
73	患者は8月21日1時から水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、患者及び家族のふん便からサルモネラが検出された。発症から6日が経過したため、患者は発症以前に何を食べたか、ほとんど覚えていなかった。また、家庭内に食品残品がなかったため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
	摂取場所 不明	発生場所 不明	

	9月5日18時、杉並区内の中学校職員から、8月20日から23日にかけて山梨県に合宿へ出かけた一行のうち12人が、21日16時から25日16時にかけて発熱、腹痛、下痢等の症状を呈した旨、杉並保健所に届出があった。
74	一行は、朝食と夕食は宿泊先の食事を、また、昼食は仕出し弁当を喫食していた。それぞれの施設の拭き取り、食品残品、関係者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便からカンピロバクターが検出された。しかし、その他、いずれの施設の利用者から同様の症状は見られず、その上、 χ^2 検定によつても有意差のある原因食品は確定できなかつた。このため、発症状況から杉並保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。
	摂取場所 不明 発生場所 不明
	8月26日15時、川崎市から食中毒症状を呈した患者を探知した旨、都へ通報があつた。 患者ほか28人は、8月21日17時に大田区内の飲食店で会食を行つたところ、うち8人が22日6時から10時にかけて水様性下痢、腹痛等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行つたところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、このため大田区保健所は当該飲食店が提供した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 当該施設では、食品ごとに器具の使い分けがされておらず、刺身の身おろしとさく取りを同じ包丁で行つており、二次汚染が考えられた。
75	摂取場所 飲食店 発生場所 自宅
	8月24日10時、府中市内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があつた。 患者は、8月22日21時に2人で国立市内のすし店でにぎり寿司を喫食し、15時間後に水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していた。その後の調査で、同日当該施設を利用した別の1グループ2人も同様の症状を呈していることが分かつた。当該施設の拭き取り、食品残品、関係者のふん便の検査を行つたところ、従業員及び発症者のふん便、ならびに拭き取り検査の広範囲に渡つて腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、このため多摩立川保健所は当該すし店が提供した「にぎり寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。
76	摂取場所 飲食店 発生場所 自宅
	8月24日14時、品川区内の営業者から、所有する屋形船で8月22日19時に会食をしたところ、食中毒症状を呈した旨、匿名の電話連絡が品川保健所にあつた。 患者の症状は下痢、腹痛で、56人の利用者のうち19人が、23日8時から12時にかけて症状を呈していた。仕込み場及び屋形船の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行つたところ、拭き取り及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になかなかつたことから、品川保健所は当該屋形船で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。 この屋形船で提供された料理は別の飲食店施設で調製されたものを仕入れ、客の乗船直前に船内に陳列し、出航後、客に提供している。そのため、この料理は仕入れ以前に腸炎ビブリオが付着し、保存もしくは配送中に増菌したものと考えられた。
77	摂取場所 屋形船 発生場所 自宅及び勤務先
78	食中毒の概要（詳報）参照
	摂取場所 自宅 発生場所 自宅
	8月31日14時、府中市内の医師から、家族2人が食中毒症状を呈した旨、都へ届出があつた。 患者は8月27日10時から水様性下痢、腹痛等の症状を呈し、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。発症以前の2人の共通食は、国分寺市内のすし店から出前注文をしたにぎり寿司以外覚えておらず、この飲食店には同様の苦情は寄せられていなかつた。また、家庭内に食品残品がなかつたため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。
79	摂取場所 不明 発生場所 不明
80	食中毒の概要（詳報）参照
	摂取場所 飲食店 発生場所 自宅及び勤務先

81	<p>9月2日午前、板橋区内の公務員から、食中毒症状を呈した旨、板橋区保健所へ届出があった。</p> <p>患者は2人で、それぞれ9月1日3時と6時に水様性下痢、腹痛等の症状を呈し、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。発症以前の2人の共通食は、板橋区内のすし店で喫食した刺身定食以外覚えておらず、当該すし店には同様の苦情は寄せられていなかった。また、家庭内に食品残品がなかったため、板橋区保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	不明
82	<p>9月4日11時、浦和市内の医師が食中毒症状を呈した患者を診察した旨、埼玉県から都に通報があった。</p> <p>患者2グループ35人は、9月1日18時から品川区内の飲食店で会食を行ったところ、うち14人が2日0時から24時にかけて下痢等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、参考食品の生ほたてから腸炎ビブリオが検出された。また、患者の受診した病院の検便の結果、腸炎ビブリオを検出した。患者が利用したこの他の施設には同様の苦情は寄せられておらず、このため、品川保健所は当該飲食店で喫食した「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅及び勤務先
83	<p>9月3日8時、調布市内の飲食店から、9月1日に仕出し弁当を提供した客の中に食中毒症状を呈している者がいる旨、狛江調布保健所に届出があった。</p> <p>この仕出し弁当は2グループ合計57人に提供され、このうち22人が喫食後12~24時間後に水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、検食、ならびに関係者のふん便の検査を行ったところ、検食の鯛のにぎり寿司及び発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、狛江調布保健所は当該飲食店が調製した「弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	斎場（仕出し）	発生場所	自宅
84	<p>9月4日11時、港区内の患者から、9月3日の昼に港区内の飲食店が調製した仕出し弁当を喫食して食中毒症状を呈した旨、みなと保健所に届出があった。</p> <p>この仕出し弁当は3グループ合計126人に提供され、このうち72人が喫食後12~20時間後に水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他になく、みなと保健所は当該飲食店が調製した「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p> <p>当該店舗は、通常魚介類を主に提供する飲食店で、注文に応じて仕出し弁当を提供していた。しかし、来客者以外に弁当を調製するのには十分な調理場面積が確保されていなかった。このため、出来上がった弁当を3時間近く調理場内に室温で保管しており、このことが腸炎ビブリオが増殖するきっかけになったと考えられた。</p>			
	摂取場所	勤務先	発生場所	自宅及び勤務先
85	<p>9月8日21時、世田谷区内の患者の家族から、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈している者がいる旨、世田谷保健所に届出があった。</p> <p>この患者は、9月4日に世田谷区内の焼肉店を利用しておらず、当該店舗の利用者から喫食後9~34時間後に同様の症状を呈している者が他に2人いることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便を検査したところ、発症者のふん便からサルモネラが検出された。患者の共通食は他になかったことから、世田谷保健所は当該店舗の「焼肉」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
86	<p>9月7日17時、小金井市内の患者から食中毒のような症状があるので調査してほしい旨、三鷹武蔵野保健所へ届出があった。</p> <p>患者は2人で9月6日6時から腹痛、発熱等を発症しており、ふん便から腸炎ビブリオが検出された。発症以前に利用した飲食店には同様の苦情は寄せられておらず、また、家庭内に食品残品がなかったため、府中小金井保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。</p>			
	摂取場所	不明	発生場所	不明

	9月9日15時、立川市内の医師から、入院患者が食中毒症状を呈し、下痢原性大腸菌O169を検出した旨、多摩立川保健所に届出があった。		
87	内容は、入院患者45人中、9月7日に6人、8日に3人、9日に1人の合計10人が、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈したというものであった。当該施設の拭き取り、検食、関係者のふん便の検査を行ったところ、発症者のふん便から下痢原性大腸菌O169が検出された。患者の共通食はこの他にないため、多摩立川保健所は「病院の給食」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	摂取場所 病院	発生場所 病院	
88	食中毒の概要（詳報）参照		
	摂取場所 集団施設	発生場所 集団施設	
	9月16日18時、荒川消防署救急隊から、食中毒の疑いのある患者を病院に搬送した旨、荒川保健所に連絡があった。		
89	患者は日本語学校に通う中国人留学生で、16日12時、6人で昼食のおかずとして中国より持参したロバ肉加工品等を喫食したところ、うち4人が同日14時から15時にかけておう吐及び下痢（いずれも血が混ざる）、発熱等の症状を呈していた。検査の結果、患者の吐物及びふん便、ならびにロバ肉加工品から黄色ブドウ球菌が検出された。このため、荒川保健所は「ロバ肉加工品」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	このロバ肉加工品は、半乾燥品のもので、前日に電子レンジで温めて喫食し、残りを当日学校に持参し、仲間6人で喫食したところ食中毒症状を呈したという事件であった。参考食品がなかったため、当初より肉が黄色ブドウ球菌によって濃厚に汚染されていたのか、あるいは開封後に付着、増菌したのかは不明であった。		
	摂取場所 学校	発生場所 学校	
	9月16日15時、日野市内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、南多摩保健所に届出があった。		
90	内容は、八王子市内の建設会社の社員食堂で調製されたおにぎりを16日6時から10時にかけて9人で喫食したところ、うち6人が喫食後2~5時間後に下痢、嘔吐等の症状を呈したというものである。当該施設の拭き取り、関係者のふん便の検査を行ったところ、喫食者のふん便から黄色ブドウ球菌が検出された。患者の共通食はこの他にないため、八王子保健所は当該施設で調製した「おにぎり」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	このおにぎりは前日18時に調製され、喫食まで12時間以上室温で放置されていたものであった。		
	摂取場所 勤務先	発生場所 勤務先	
	9月22日9時、葛飾区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、葛飾北保健所へ届出があった。		
91	患者は3人家族の全員（夫婦と1才の子供）で、20日18時から水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、ふん便からサルモネラが検出された。3人は発症前、家庭での食事以外は喫食していないなかった。このため、葛飾北保健所は「家庭の食事」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	喫食状況調査から、この家庭では、夫婦は20日8時に生卵を納豆にかけて、また、子供は炒り卵を喫食していることが分かっている。しかし、残品がなかったため、原因食品として特定することはできなかった。		
	摂取場所 自宅	発生場所 自宅	
	9月21日14時、足立区内の医師から、食中毒患者を診察した旨、千住保健所に通報があった。		
92	患者は、20日17時に親戚からおはぎをもらい、この時と21日6時に喫食したところ、21日14時から15時にかけておう吐、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、残品のおはぎ及び患者のふん便から黄色ブドウ球菌が検出された。このため、千住保健所は「おはぎ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
	おはぎの喫食状況と黄色ブドウ球菌食中毒の特徴により、元からおはぎに付いていた黄色ブドウ球菌が室温で放置し、喫食時に発症菌数まで増殖したことが明らかであった。		
	摂取場所 自宅	発生場所 自宅ほか	

93	9月24日15時、国立市内の女性から、多摩立川保健所あてに、「11時30分に立川市内の飲食店でカレーライスセットを食べたところ、13時30分から3回おう吐した。昨今カレーライスの毒物混入事件があったので届出をしたい」旨の連絡があつた。 患者は届出者1人のみで、その上、病院等に受診する前に回復した。また、当該飲食店には他から同様の苦情は寄せられなかつた。しかし、当該施設の検査を行つたところ、拭き取り、参考食品、従業員ふん便、いずれも広範囲からセレウス菌が検出された。また、患者の吐物及びふん便からもセレウス菌が検出された。これらの状況から多摩立川保健所長は、患者を食中毒と診断したが、原因食品を特定することはできなかつた。			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
94	9月24日15時、千葉県船橋市内の男性から、23日18時から江戸川区内の飲食店で会食を行つたところ、24日6時から下痢、腹痛等の症状を呈した旨、小岩保健所に届出があつた。 同店の利用者に聴き取り調査を行つたところ、9月19日から23日の間に利用した66人中34人が喫食後6~16時間後に同様の症状を呈していることが分かつた。当該施設の参考食品、拭き取り、ならびに関係者のふん便の検査を行つたところ、患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外にないことから、小岩保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	摂取場所	飲食店	発生場所	自宅
95	10月1日13時、立川市内の医師から、腸管出血性大腸菌O157が検出された患者1人を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があつた。 患者は稻城市在住の男性1人で、9月25日18時頃から血便を伴う下痢等の症状を呈していた。発症から調査開始まで6日を経ているため、発症前、患者は何を食べたのかほとんど覚えていなかつた。このため、南多摩保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。			
	摂取場所	不明	発生場所	自宅
96	食中毒の概要（詳報）参照			
97	摂取場所	学校	発生場所	自宅
10月1日13時、荒川区内の保育園から、9月26日12時に同区内のすし店からちらし寿司を注文し、喫食した19人のうち10人が、27日4時から12時にかけて腹痛、下痢等の症状を呈した旨、荒川保健所に届出があつた。 当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便の検査を行つたところ、発症者のふん便および参考食品の小柱から腸炎ビブリオが検出された。患者の共通食はこの他に保育園の給食があつたが園児は発症していない。このため、荒川保健所は当該すし店が調製した「ちらし寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
摂取場所				
98	10月29日9時、目黒区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、目黒区保健所に届出があつた。 内容は、4人家族のうち2人が9月27日22時から、下痢、腹痛、おう吐の症状を呈したというものである。検査の結果、患者のふん便から腸炎ビブリオが検出された。			
	摂取場所	保育園	発生場所	自宅
患者は前日26日の15時にカツオ刺身を購入し、保冷をせずに20時まで持ち歩いていた。帰宅後これを調理し21時に喫食し、残りを翌日27日12時からカツオちらし寿司として喫食した。販売店で加工時に腸炎ビブリオに汚染された可能性のあるカツオ刺身を6時間以上常温にさらしたことが腸炎ビブリオの増殖を招いたと考えられた。潜伏時間を考慮し、目黒区保健所は患者宅で調製した「カツオちらし寿司」を原因食品とする食中毒事件と断定した。				
摂取場所				
99	9月28日9時、江東区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、深川保健所に届出があつた。 患者は、9月26日14時から、友人宅に食事を持ち寄り30人で会食をしたところ、このうち16人が27日4時から12時にかけて下痢、腹痛等の症状を呈したというものである。参考食品、食事を調製した家庭の拭き取り、患者のふん便を検査したところ、広範囲からサルモネラが検出された。喫食状況の χ^2 検定からY氏宅で調製されたパラボク（フィリピン料理の1種：酸味のあるサラダ風麺料理）が原因食品として有意であった。このため、深川保健所は「パラボク」を原因食品とする食中毒事件と断定した。			
	摂取場所	自宅	発生場所	自宅

	10月4日8時、東京消防庁から、食中毒が疑われる複数の患者を病院へ搬送した旨、ひまわりに通報があった。 患者は山梨県河口湖付近できのこ採取し、10月3日16時、18人で味噌汁、網焼きにして喫食したところ、うち14人が同日18時から22時にかけておう吐、吐き気、下痢等の症状を呈していた。食べ残し及び廃棄後のきのこからオシロイシメジ（毒）、ホテイシメジ（酒と一緒に喫食すると毒）、キイボカサタケ（毒性不明）、ナラタケ（生食は毒）、モリノカレバタケ（食）が確認された。料理方法から食中毒を起こした毒きのこを特定することはできなかったが、発症者の共通食はこのほかにないため、秋川保健所は「きのこ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
100	摂取場所 キャンプ場 発生場所 自宅		
	10月28日11時、国分寺市内の医師から、食中毒症状を呈した患者1人を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があった。 患者は10月3日21時から水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、ふん便からサルモネラが検出された。発症後3週間以上経過しているため、患者は発症以前に何を食べたかほとんど覚えていなかった。また、共通食となる寮の食事を喫食した者から同様の発症者はなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
101	摂取場所 不明 発生場所 不明		
	10月16日16時、町田市内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、町田保健所へ届出があった。 患者は、長野県へきのこ狩りに行き、採取した11種類のきのこを町田市内の自宅に持ち帰り、10月16日12時、17人で鍋料理とホイル焼にして喫食したところ、うち15人が13時から16時にかけて、おう吐、下痢等の症状を呈していた。喫食したきのこについて、地元の人から聞いた名前はクリタケ、アミタケ、キシメジ、サクラシメジ、クロカワ、シモフリシメジ、カヤタケ、マツオウジ（以上、食用）、ムラサキシメジ（生食は毒）、カサダケ、カラマツコウジ（地元特有の呼び方と思われる。食用適否不明）であった。このため、町田保健所は原因食品不明の食中毒事件として処理した。		
102	摂取場所 自宅 発生場所 自宅		
	食中毒の概要（詳報）参照		
103	摂取場所 自宅 発生場所 自宅		
	10月30日17時、武蔵野市内の会社員から、同社の社員7人全員が10月28日8時から24時にかけて下痢、腹痛、発熱の症状を呈している旨、渋谷区保健所に届出があった。 利用施設の拭き取り、参考食品、患者のふん便の検査を行ったところ、患者のふん便からサルモネラが検出された。患者のグループは、レストランのメニュー作成を担当する社長と社員で、共通食は大田区内で実施された商品説明会の試食と渋谷区内の飲食店の食品である。これらは仕事として試食しているため、すべての食品を喫食していた。また、他の参加者に同様の症状はみられなかった。このため、三鷹武蔵野保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
104	摂取場所 不明 発生場所 自宅		
	10月31日12時、東京消防庁から、おう吐を主症状とする患者を東村山市内の病院に搬送した旨、ひまわりに通報があった。 患者は家族3人で、31日9時から11時にかけて腹痛、おう吐等の症状を呈していた。患者のふん便、食品残品のちらし寿司を検査したところ、黄色ブドウ球菌が検出された。同品は前日17時に調製し、残りを室温に一晩放置後、31日8時に再度喫食している。このため、多摩東村山保健所は、患者宅で前日に調製した「ちらし寿司」残品による食中毒事件と断定した。		
105	摂取場所 自宅 発生場所 自宅		

	11月9日10時、墨田区内の医師から、7日2時におう吐、下痢等の症状を呈し、救急搬送された患者1人がいる旨、向島保健所に届出があった。 患者は江戸川区在住の小学校教員であり、朝食をとらない習慣で、昼食は学校の給食であるが同様の発症者はなかった。このため、江戸川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。 患者は、発症前日の夕方、知人からもらったきのこ（スギタケ属）40本ほどをバター炒めにして喫食している。しかし、調査時点では、調理後3日経過しており、食用のヌメリスギタケか、多食すると消化不良を起こすスギタケかは判別することができなかった。		
106	摂取場所 自宅	発生場所 自宅	
	11月17日16時、国分寺市内の医師から、食中毒症状を呈した患者1人を診察した旨、多摩立川保健所へ届出があった。 患者は11月9日9時から水様性下痢、腹痛、発熱等の症状を呈し、患者のふん便からサルモネラが検出された。発症から探知まで8日が経過しているため、患者は発症以前に何を食べたかほとんど覚えておらず、その上、家庭内に食品残品がなかった。このため、多摩立川保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
107	摂取場所 不明	発生場所 不明	
	11月16日9時、新宿区内の医師から、食中毒症状を呈した患者を診察した旨、新宿保健所に届出があった。 患者は、14日12時に中野区内の仕出し弁当店が調製したチャーハンセットを喫食した17人中15人が、同日13時から15時にかけて腹痛、おう吐等の症状を呈していた。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便を検査したところ、いずれの検体からもバチルス・セレウスが検出された。このため、中野区保健所は当該施設で調製した「チャーハン」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
108	摂取場所 勤務先	発生場所 勤務先	
	11月24日10時、杉並区内の幼稚園職員から、19日11時にカレーライスを喫食した81人中50人が、同日17時から20日6時にかけて下痢、腹痛等の症状を呈した旨、杉並保健所に届出があった。 当該幼稚園調理室の拭き取り、検食、関係者のふん便を検査したところ、カレーラーーと患者のふん便からウエルシュ菌が検出された。このため、杉並保健所は当該施設で調製した「カレーライス」による食中毒事件と断定した。このカレーラーーは、前日14時に80人分を煮上げ、当日7時まで室温に放置し、とろ火で再加熱して提供されたものであった。 なお、患者のうち1名の園児が発症後に死亡したが、食中毒との因果関係は明らかにできなかった。		
109	摂取場所 幼稚園	発生場所 自宅	
	11月26日16時、杉並区内の医師から、11月24日16時から下痢、発熱等の症状を呈し、サルモネラが検出された患者1人を診察した旨、杉並保健所へ届出があった。 患者は発症以前に何を食べたかほとんど覚えておらず、家庭内に食品残品がなかった。このため、杉並保健所は原因食品、原因施設不明の食中毒事件として処理した。		
110	摂取場所 不明	発生場所 福祉施設	
	12月17日10時、新宿区内の飲食店利用者から、11日に会食を行ったところ、複数が腹痛、下痢等の症状を呈した旨、四谷保健所に届出があった。 当該飲食店の利用者に聴き取り調査を行ったところ、当日13グループ178人のうち全グループ122人が、12日4時から16日16時にかけて同様の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便を検査したところ、患者のふん便から下痢原性大腸菌0146及び0169が検出された。患者の共通食はこの他になく、このため、四谷保健所は当該施設で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。		
111	摂取場所 飲食店	発生場所 自宅ほか	

112	<p>12月21日10時、中央区内の会社員から、複数の社員が食中毒症状を呈している旨、日本橋保健所へ届出があった。</p> <p>患者は12月18日17時から目黒区内の飲食店で会食をして、19日6時から21日16時にかけて、おう吐、下痢、腹痛等の症状を呈した。更に、当日、当該施設を利用した客へ聞き取り調査を行ったところ、5グループ114人のうち2グループ33人が同様の症状を呈していることが分かった。当該施設の拭き取り、参考食品、関係者のふん便を検査したところ、喫食者（発症者、非発症者の各2人）からSRSVが検出された。患者の共通食はこの飲食店の食事以外になかったことから、品川保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。</p>		
	摂取場所	飲食店	発生場所

海外	<p>9月18日14時、山形県から、台湾旅行に行き、帰国したグループのうち数人が食中毒症状を呈している旨、都に通報があった。</p> <p>この台湾旅行は17人の一行で9月8日から11日にかけて行われ、このうち14人が帰国後の12日8時から13日12時にかけて、下痢、腹痛等の症状を呈していた。検査の結果、患者のふん便から下痢原性大腸菌O25が検出された。患者の共通食は台湾旅行中の食事以外になかったことから、患者が入国した東京国際空港（羽田空港）を所轄する大田区保健所は、国外で発生した食中毒事件として処理した。なお、原因食品、原因施設の特定を行うことはできなかった。</p>		
	摂取場所	不明	発生場所